

# 住民登録 (住居地の届出)



日本に3ヶ月以上滞在する外国人は、居住地の市（区）役所または出張所で在留届を提出しなければなりません。(住民登録をしてから14日以内)

## 必要書類

- パスポート
- 在留カード（空港で発行されない場合は不要）

区役所での手続き：入国管理局

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10\\_00021.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00021.html)

生活ガイドブック「転入・転出」福岡よかトピア国際交流財団

<https://www.fcif.or.jp/information/living/moving-in-and-moving-out/>

## 住民登録完了後の区役所での手続き

### 国民健康保険 子ども医療証

入居手続きが完了したら、各区役所保険年金課に届出をします。  
転入届と同時に国民健康保険に加入しない場合は、子どもの保険証を持参し、子ども医療証を申請する必要があります。

### 国民年金

入居手続きが完了したら、パスポートなど入国年月日が確認できる書類を持参し、住居地の区役所保険年金課へ手続きしてください。

### 健康保険、厚生年金 共済年金

これらのサービスは通常、雇用主を通じて提供されますので、詳しくは所属部署の人事部にお問い合わせください。

### 児童手当

入居手続きが完了したら、15日以内に子育て支援課で児童手当の手続きを行ってください。  
手続きが遅れると、児童手当が支給されない月があります。